

令和5年5月8日

教職員各位

徳島大学長
河村保彦

授業の実施等について（通知）

令和5年5月8日（月）以降、「新型コロナウイルス感染症対策に関する本学の基本方針」及び「新型コロナウイルス感染症対策に対する事業継続計画（BCP）」並びに「新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン」が廃止されたことを踏まえ、授業の実施等については、コロナ禍前に戻すことを基本とし下記のとおりとします。

また、令和5年5月8日以降は、マスクの着用を求めないことを基本としますが、引き続き、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染対策が有効ですので、自主的な感染対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

※学生及びご家族に対しては、本学ホームページと教務システムにより、別紙のとおり通知することとしております。

記

1. 授業等について

(1) 授業は、対面授業を基本として実施してください。

ただし、一部の授業を遠隔で実施する場合は、本学ホームページ、教務システム、メール等で学生に周知してください。

(2) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の罹患により、学生から授業等への欠席事由の報告があった場合は、当該学生の単位認定に支障がないよう十分に配慮してください。

※「学生がインフルエンザ等の感染症と診断された場合の対応について」（平成30年1月17日 大学教育委員会通知参照）

2. その他、蔵本地区の学生は、「蔵本地区における学生の感染症に対する対応について」に基づいて対応する等、各学部等の状況や特性に応じて対応してください。

また、診療現場で教育を受ける学生には、当該診療施設の対応に従うようご指導ください。

参考資料

・厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・感染拡大防止特設サイト（内閣官房）

<https://corona.go.jp/proposal/>

（本件に関する連絡先）

学務部教育支援課教務情報係（担当：小倉）

TEL 088-656-7095（内線(常三島：82)7095）

E-Mail kygakujk@tokushima-u.ac.jp

令和5年5月8日

学生及びご家族の皆様へ

徳島大学長
河村保彦

授業実施・学生生活及び課外活動について（通知）

令和5年5月8日（月）以降、「新型コロナウイルス感染症対策に関する本学の基本方針」及び「新型コロナウイルス感染症対策に対する事業継続計画（BCP）」が廃止されたことを踏まえ、授業実施・学生生活及び課外活動における対応については、コロナ禍前に戻すことを基本とし下記のとおりとします。

また、令和5年5月8日以降は、マスクの着用を求めないことを基本としますが、引き続き、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策が有効ですので、感染拡大につながらないよう、皆様の一層のご協力をお願いします。

記

1. 授業等について

(1) 授業は対面授業を基本として実施します。

ただし、一部の授業については、遠隔授業の特性を生かし、授業を遠隔で実施する場合がありますので、本学ホームページ、教務システム、メール等を随時確認し、指導教員等の指示に従ってください。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用した Teams、Zoom、ライブ配信システム、manaba 等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指します。

※「対面授業」とは、講義室等で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

(2) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の罹患により、学生から授業等への欠席事由の報告があった場合は、当該学生の単位認定に支障がないよう十分に配慮しますので、各学部等の指示に従って各学部学務担当係（教養教育科目は教養教育係）等へ連絡してください。

※「学生がインフルエンザ等の感染症と診断された場合の対応について」（平成30年1月17日 大学教育委員会通知参照）

2. 海外渡航について

新型コロナウイルスの水際対策が終了されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外への渡航方針について」は廃止します。

今後は、「国際交流等に伴う危機管理対応マニュアル」により海外渡航の判断を行い、「外国留学願」、「海外渡航届」等、海外渡航の目的に応じて必要な手続きを行ってください。

- ・国際交流等に伴う危機管理対応マニュアル

<https://www.isc.tokushima-u.ac.jp/app/wp-content/uploads/2019/08/2c4df8372303ca77e8119d37ab6910dd.pdf>

- ・外務省 「海外安全ホームページ」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

3. 課外活動について

BCP が廃止されたことを踏まえ、課外活動についての制限は廃止します。今後は「徳島大学学部共通細則」等に定める手続きを行ったうえで、課外活動を行ってください。

- ・参考：学生生活の手引き 2023 (P39～41、P44～47、P103～105)

<https://www.tokushima-u.ac.jp/campus/faq/guide.html>

4. 授業実施、課外活動及び生活上の注意事項について

(1) 授業実施、課外活動等においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、以下の場合は以下に準ずる場合は、マスク着用が効果的であるため着用を推奨します。

また、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

- ・医療機関受診時
- ・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ・通学時等の混雑した列車やバスに乗車する時
- ・重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ・新型コロナ陽性者、同居家族の陽性者がいる方や症状がある方が「やむを得ず」外出をする時

(2) 「手洗い等手指衛生」、「換気」については、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として有効です。

(3) 「3つの密（密閉・密集・密接）の回避」、「人と人との距離の確保」については、重症化リスクの高い方にとって、回避することが感染防止対策として有効です。

以上

【各部局問合せ先】

(教養教育に関すること)	教養教育係	088-656-7308
(常三島キャンパス)		
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成・臨床心理学・創成科学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学・創成科学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学・創成科学専攻)	学務係	088-656-8021
(蔵本キャンパス)		
医学部医学科・医科栄養学科・医学研究科・医科栄養学研究科	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学研究科		088-633-7030
歯学部・口腔科学研究科	学務係	088-633-7310
薬学部・薬学研究科	学務係	088-633-7247

【こころの不安に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門 連絡先：088-656-7637、hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp

【学生生活及び課外活動に関する問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係 連絡先：088-656-7287

【学生金庫に関する問い合わせ先】

徳島大学学生後援会 連絡先：088-656-7087

参考資料

- ・厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・感染拡大防止特設サイト（内閣官房）

<https://corona.go.jp/proposal/>

○令和五年文部科学省令第二十二号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十一条及び学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳^{せき}、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ ト 「略」</p> <p>チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過</p>	<p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二種 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳^{せき}、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>イ ト 「同上」</p> <p>「チを加える。」</p>

するまで。

三〇六 「略」

三〇六 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

学生がインフルエンザ等の感染症と診断された場合の対応について

平成30年1月17日

大学教育委員会

学生が学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症と診断され、授業等への出席を停止された場合及び感染者と同様の症状があり大学への登校を控えた場合の対応については、次のとおりとする。

1 電話連絡

学生は、授業等への欠席の事由が生じた場合、直ちに所属部局の学生担当係に電話連絡する。

2 補講及び追試験等の措置

授業担当教員は、学生からインフルエンザ等感染に伴う授業等への欠席事由の報告があった場合は、当該学生の単位認定に支障がないよう十分に配慮する。